

行政区再編の協議の経緯について

行政区再編については、住民投票以降、市議会特別委員会において協議してまいりましたが、今般、市議会において区再編は必要との結論に至ったことから、主な経緯等について説明するものです。

◆説明のポイント

- ① 住民投票以降の市議会特別委員会における協議の主な経緯
- ② 市議会で区再編は必要と決定
- ③ 今後、市議会特別委員会にて具体的区再編案について議論

<住民投票以降の行政区再編に係る協議の主な経緯>

- ・平成 31 年 4 月 7 日
浜松市区の再編に関する住民投票を実施
設問 1：3 区案（天竜区・浜北区・その他の 5 区）での区の再編を令和 3 年 1 月 1 日
までに行うことについて
設問 2：区の再編を令和 3 年 1 月 1 日までに行うことについて
- ・令和元年 5 月 22 日
市議会が行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）を設置
調査事項：区制度の検討について
- ・令和元年 8 月 1 日
特別委員会において、住民投票結果を協議
「令和 3 年 1 月 1 日までに 3 区案で再編を行うことについては、反対が多数」
「令和 3 年 1 月 1 日までに再編を行うことへの賛否は拮抗」
- ・令和元年 12 月 18 日
特別委員会へ新たな再編案（北遠と西遠の 2 区案）を提案
北遠（天竜区）
西遠（中・東・西・南・北・浜北区）

- ・令和2年2月14日
市議会の会派から区再編の有無を判断するための協議項目「行政区再編協議の行程」について提案、説明があり、特別委員会が了承

＜行政区再編協議の行程＞

 - 行程1 合併から現在までを確認
 - 行程2 区のあり方について協議
 - 2-1 区の定義（区とは）
 - 2-2 区のあるべき（理想の）姿
 - 2-3 市の各種計画（将来ビジョン）と区の間わりの確認
 - 2-4 最適な行政組織とは
 - 行程3 区再編について協議
 - 3-1 区の現状
 - 3-2 区再編のメリット・デメリット

◇行程3で導くべき結論⇒『再編が必要・不要』の結論を遅くとも
12月末までに決定

◆再編が必要な場合⇒行程4 具体的区再編案の作成

- ・令和2年2月14日～9月23日
特別委員会において、行程1～3を協議（全14回）

- ・令和2年9月23日
特別委員会において、再編に対する各委員の意見が表明され、区再編は必要と結論（必要7人、不必要3人、反対1人）
行政区再編の必要・不必要の決定については、全議員が関わるべきとの結論に至り、その方法について特別委員会委員長が議会運営委員会に協議を依頼

- ・令和2年9月25日
議会運営委員会において、行政区再編の必要・不必要の決定方法を協議し、全議員による無記名投票、2/3以上で成立することなどが決定

- ・令和2年9月28日
全員協議会において、全議員による投票の結果、区再編は必要と結論
全議員46人、うち4人が退席
出席議員42人のうち、必要38人、不必要4人（必要が2/3以上となり、成立）
特別委員会において、行程4の協議を進める

 - 行程4 具体的区再編案の作成
 - 4-1 適正な浜松市の未来の姿、区割り案、適正な行政拠点配置の検討
 - 4-2 再編後の具体的な組織、職員数、財源、行政サービス、住民自治の姿